

出向先事業主の要件の確認

- 出向者について、出向を実施する前日から起算して3年前の日から、当該出向開始日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負、委任等により、出向先事業所において就労したことがある者ではない。
- 出向を実施する日の前日の6か月前の日から、今まで、出向者の受入れに際して、労働者を解雇等をさせておらず、出向期間中も同様に、解雇等をする予定はない。
- 出向者を受け入れる事業所で、雇用保険被保険者の数と受け入れている派遣労働者の数が前年同期（※12）と比べて一定以上減少（※13）していない。
（※12）最近1年のいずれかの月と比較することもできます。
（※13）中小企業は10%を超えかつ4名以上、大企業の場合は5%を超えかつ6名以上減少していることをいいます。
- 出向元事業主との関係において、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められる（※8）（※9）（※10）。
- 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の助成対象となる出向をしようとする出向先事業所が、自己の労働者について、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース、雇用維持支援コース（出向元））、雇用調整助成金又は通年雇用助成金（事業所内就業及び事業所外就業、休業、職業訓練）の支給を受けていない（受けようとしていないことを含む。）（※11）。
- 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の助成対象となる出向をしようとする出向先事業所において、自己の労働者が新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受けていない（※11）。

出向の要件

出向者が出向先事業所で従事する業務が、次の①から④（労働者派遣事業における適用除外業務）のいずれにも該当しない。

- ① 港湾運送業務
- ② 建設業務
- ③ 警備業務
- ④ 病院等における医療関係の業務

労働者のスキルアップを目的として行われる出向であって、雇用調整、経営指導・技術指導又は人事交流等を目的として行われるものではなく、かつ、労働者を交換しあうものではない。

- ※例えば、出向元事業所において出向労働者が従事していた業務について、出向先事業所に委託・請負等を行った上で、出向労働者が当該業務を出向先事業所において引き続き行うこととなるものなどは本要件に当たると解されます。

※対象となる労働者についての要件や個別の出向についての要件など、他にも要件があります。
詳しくは「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブック」をご確認ください。